

令和 8 年茂原市教育委員会会議 6 月定例会日程

日時：令和 8 年 6 月 2 3 日（火） 1 5 時 0 0 分～

場所：茂原市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 2 号 | 茂原市学校再編審議会委員の委嘱について |
| 議案第 3 号 | 教育委員会委員の辞職につき同意することについて |

（報告事項）

- | | |
|------|--|
| 報告 1 | 教育委員からの報告について（令和 8 年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（新潟大会）） |
|------|--|

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次の
ように制定する。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する
規則

茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年茂原市教育委員会
規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 1 5 条第 3 項」を「第 1 5 条第 4 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「第 1 5 条第 3 項」を「第 1 5 条第 4 項」に改め、同項を同条第 3 項
とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 3 1 条において準用する法第 1 5 条第 4 項及び条例第 2 9 条において準用する条
例第 1 5 条第 4 項の規定により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合
及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることが
できる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる
事項を表示して行うものとする。

第 2 号様式中「第 1 5 条第 3 項」を「第 1 5 条第 4 項」に改める。

第 17 号様式中「第 17 条第 2 項」を「第 17 条第 3 項」に、「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 茂原市行政手続条例の改正に伴い、公示送達に関する事項を改正しようとするものです。

茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
(聴聞の通知) 第 2 条 (略) 2 法第 1 5 条第 4 項及び条例第 1 5 条第 4 項の規定により掲示場に掲示する 場合においては、聴聞公示通知書（別記第 2 号様式）を掲示して行うものとする。 (聴聞の期日及び場所の変更) 第 3 条 法第 1 5 条第 1 項及び条例第 1 5 条第 1 項の通知を受けた者（法第 1 5 条第 4 項後段及び条例第 1 5 条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、教育委員会に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 (略) (弁明の機会の付与の通知) 第 1 7 条 (略) <u>2 法第 3 1 条において準用する法第 1 5 条第 4 項及び条例第 2 9 条において準用する条例第 1 5 条第 4 項の規定により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。</u> <u>3 法第 3 1 条において準用する法第 1 5 条第 4 項及び条例第 2 9 条において準用する条例第 1 5 条第 4 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示通知書（別記第 1 7 号様式）を掲示して行うものとする。</u>	(聴聞の通知) 第 2 条 (略) 2 法第 1 5 条第 3 項及び条例第 1 5 条第 3 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（別記第 2 号様式）を掲示して行うものとする。 (聴聞の期日及び場所の変更) 第 3 条 法第 1 5 条第 1 項及び条例第 1 5 条第 1 項の通知を受けた者（法第 1 5 条第 3 項後段及び条例第 1 5 条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、教育委員会に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 (略) (弁明の機会の付与の通知) 第 1 7 条 (略) <u>2 法第 3 1 条において準用する法第 1 5 条第 3 項及び条例第 2 9 条において準用する条例第 1 5 条第 3 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示通知書（別記第 1 7 号様式）を掲示して行うものとする。</u>

茂原市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行																								
第 2 号様式（第 2 条第 2 項） 第 2 号様式（第 2 条第 2 項） 聴 聞 公 示 通 知 書 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、{ 行政手続法第15条第4項 第15条第4項 }の規定により、次のとおり公示します。 なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。 年 月 日 茂原市教育委員会 印 <table><tr><td>聴 聞 の 件 名</td><td></td></tr><tr><td>不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所</td><td></td></tr><tr><td>聴 聞 の 期 日</td><td></td></tr><tr><td>聴 聞 の 場 所</td><td></td></tr><tr><td>聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</td><td></td></tr></table> この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。	聴 聞 の 件 名		不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名		不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所		聴 聞 の 期 日		聴 聞 の 場 所		聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地		第 2 号様式（第 2 条第 2 項） 第 2 号様式（第 2 条第 2 項） 聴 聞 公 示 通 知 書 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、{ 行政手続法第15条第3項 第15条第3項 }の規定により、次のとおり公示します。 なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。 年 月 日 茂原市教育委員会 印 <table><tr><td>聴 聞 の 件 名</td><td></td></tr><tr><td>不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所</td><td></td></tr><tr><td>聴 聞 の 期 日</td><td></td></tr><tr><td>聴 聞 の 場 所</td><td></td></tr><tr><td>聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</td><td></td></tr></table> この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。	聴 聞 の 件 名		不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名		不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所		聴 聞 の 期 日		聴 聞 の 場 所		聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
聴 聞 の 件 名																									
不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名																									
不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所																									
聴 聞 の 期 日																									
聴 聞 の 場 所																									
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地																									
聴 聞 の 件 名																									
不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名																									
不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所																									
聴 聞 の 期 日																									
聴 聞 の 場 所																									
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地																									

改正後	現 行																																
第 1 7 号様式（第 1 7 条第 3 項） 第17号様式（第17条第3項） 弁 明 の 機 会 付 与 公 示 通 知 書 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、 行政手続法第31条に 茂原市行政手続条例 において準用する同法第15条第4項 第29条において準用する同条例第15条第4項 の規定により、次のとおり公示します。 なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。 年 月 日 茂原市教育委員会 印 <table><tr><td>不利益処分の名あて人となるべき者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>不利益処分の名あて人となるべき者の住所</td><td></td></tr><tr><td>弁 明 書 の 提 出 先</td><td></td></tr><tr><td>弁 明 書 の 提 出 期 限</td><td></td></tr><tr><td>聴 聞 に 関 する 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 有 無</td><td></td></tr><tr><td>口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 日 時</td><td></td></tr><tr><td>口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 場 所</td><td></td></tr></table> この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。	不利益処分の名あて人となるべき者の氏名		不利益処分の名あて人となるべき者の住所		弁 明 書 の 提 出 先		弁 明 書 の 提 出 期 限		聴 聞 に 関 する 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地		口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 有 無		口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 日 時		口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 場 所		第 1 7 号様式（第 1 7 条第 2 項） 第17号様式（第17条第2項） 弁 明 の 機 会 付 与 公 示 通 知 書 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、 行政手続法第31条に 茂原市行政手続条例 において準用する同法第15条第3項 第29条において準用する同条例第15条第3項 の規定により、次のとおり公示します。 なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。 年 月 日 茂原市教育委員会 印 <table><tr><td>不利益処分の名あて人となるべき者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>不利益処分の名あて人となるべき者の住所</td><td></td></tr><tr><td>弁 明 書 の 提 出 先</td><td></td></tr><tr><td>弁 明 書 の 提 出 期 限</td><td></td></tr><tr><td>聴 聞 に 関 する 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 有 無</td><td></td></tr><tr><td>口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 日 時</td><td></td></tr><tr><td>口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 場 所</td><td></td></tr></table> この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。	不利益処分の名あて人となるべき者の氏名		不利益処分の名あて人となるべき者の住所		弁 明 書 の 提 出 先		弁 明 書 の 提 出 期 限		聴 聞 に 関 する 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地		口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 有 無		口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 日 時		口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 場 所	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名																																	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所																																	
弁 明 書 の 提 出 先																																	
弁 明 書 の 提 出 期 限																																	
聴 聞 に 関 する 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地																																	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 有 無																																	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 日 時																																	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 場 所																																	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名																																	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所																																	
弁 明 書 の 提 出 先																																	
弁 明 書 の 提 出 期 限																																	
聴 聞 に 関 する 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地																																	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 有 無																																	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 日 時																																	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 付 与 の 場 所																																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。